

会員事業所各位

発熱された利用者（入所者含む）の医療機関受診にあたって（お願い）

各医療機関では新型コロナ感染対策の一環で、発熱者の受診について様々なルールを設けられておられます。

例えば・・・

- ①発熱者専用の窓口で受け付け
- ②発熱者専用の別棟、別部屋での診察
- ③車中待機 など

いずれも事前に電話連絡が必要な場合が多く見受けられます。

発熱の原因が明らかな場合でも、今は慎重な対応が求められています。

協議会事務局へ、各会員事業所の皆様に協力を呼び掛けてほしい旨依頼が参りましたので、お知らせいたします。宜しくご協力の程お願い申し上げます。